

# 水俣病認定基準 明るみに

## 全容初めて県議会で

井上県議が  
すっぱ抜く 審査会も事実認む

水俣病はどのような基準で審査認定されているか——二十六日開かれた県議会の一般質問で共産党の井上榮次議員が県公害被害者認定審査会（会長・豊田清比古知事）に知事の諮問機関として作成した認定基準をすっぱ抜き、初めてその詳細が明らかにされた。同議員は、その入手先について明らかにしなかったが、同審査会では、一応この認定基準に基づいて審査している事実を認めている。（関連記事3面）

それによれば、認定基準は水俣病、小児水俣病、胎児性水俣病の三項に分かれ、水俣病では視野狭さく、聴力障害、知覚障害、運動失調の臨床所見を優先し、不随意運動、病的反射、けいれんなどは他の疾患の可能性が強いとされている。

胎児性水俣病については、母親が妊娠中に有機水銀含有物を摂取した事実があること、母親の毛髪中に高濃度の有機水銀が検出され

た場合などとされ、また小児水俣病については、それまで正常に発育していたものが、これといった原因もなく神経症状を現わすものなど十数項目がつけられている。

公害被害者認定審査会の柳田会長は「これは審査会内での申し合わせを議事録の形でまとめたものであり、実際にはケース・バイ・ケースで臨んでいる」と語っているが審査会内にもこのように厳格な基準がつけられていた事実は初

めて明らかにされた。本来の認定基準は、新潟水俣病に比べきびしいとされている時期だけに、新たな波紋を呼ぶものとみられる。認定、診断基準のおもな内容は次の通り。

【水俣病】▽疫学的事項 ①水俣病発生当時、指定地域およびその周辺に居住していたもの②有機水銀摂取の機会があったこと③過去にも水俣、尿中に水銀が多量に証明されたもの。

▽臨床診断 ①求心性視野狭さく、聴力障害、知覚障害、運動失調を重症視し、この四症状と疫学的条件がそろえば水俣病と診断する②以上四症状のない症例は慎重を要する③知覚障害、性格障害は前記四症状に伴っている場合が多いが、単独症状の場合は慎重を要する④聴覚障害、書字障害、歩行障害のみの場合は一応可能性ありとして要検討とする⑤けいれん不随意運動、病的反射のみの症例

はほかの疾患の可能性が強い⑥尿尿中に放射性疾患に伴う神経障

はほかの疾患の可能性が強い⑥尿尿中に放射性疾患に伴う神経障

害、動脈硬化症などは除外する。

【小児水俣病】疫学的事項は一般水俣病と同じ。①それまで正常に発育しながら、これといった原因もなく神経症状が出たもの②言語障害があるもの③精神障害があるもの④毛髪、血中の水銀含有量が増加するもの——など。

【胎児性水俣病】①先天性で

あること②母親が妊娠中に有機水銀含有物を摂取した事実があるか、またはそれを十分に推定する根拠があること③母親に軽度の有機水銀中毒症があるか、またはその家族に同中毒を思わせるものがあること④運動マヒがある⑤原始反射に著しい遅れがある⑥運動マヒは、左右対称で上下肢（し）ともほぼ同程度に留まっている⑦毛

髪、血中の水銀含有量が増加する——など。